資料1-3

県の自転車安全教育・啓発の取組（ライフステージ別）

	幼児	小学生	中学生	高校生	成人			高齢者	外国人	指導者	事業者
					大学生	社会人	子育て世代				
目標 (兵庫県交通安全計画)	心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路及び踏切道を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる。	心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路及び踏切道を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高める。	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路及び踏切道を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路及び踏切道を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。	自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実を図る。			運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。	定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるため、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。	交通安全教育を行う機関・団体は相互の連携を図りながら、交通安全教育に関する情報を共有し、資機材の貸与、講師の派遣、交通安全教育指導者の養成・確保等を行う。	
安全教育	紙芝居等の視聴覚教材を活用した交通安全教室	自転車シミュレーターを活用した安全教育 実車を用いた実技指導による安全教育 年齢に応じた交通安全教室		高等学校等における自転車安全講習モデル事業 スタントマンによる体感型教育（スケアードストレイト）を活用した自転車交通安全教育	道路交通への参加態様に応じた交通安全教育・二輪運転者への交通安全教育 安全運転管理者部会等による企業の自主的な交通事故防止活動	年齢に応じた交通安全教室 学校安全ボランティア等による登下校時の見守り活動		交通安全シルバー元気アップ事業 交通安全活動ネットワークの拡充等 高齢者の交通死亡事故多発時対策事業 参加・体験・実践型の交通安全教育		交通安全ワンポイント指導員 交通安全ボランティア研修 交通安全教室の講師へ向けた講習会 学校安全総合支援事業 学校安全教室講習会 安全指導に関する手引書の趣旨の徹底	自転車軽自動車商業協同組合との連携
普及啓発	ヘルメット着用の広報啓発（幼児・児童の保護者）	交通安全意識向上を図る広報啓発・自転車の安全利用五則等の通行ルールの周知 5月5日「自転車の日」・5月中「自転車月間」・「待ち受け型」の交通安全指導・「自転車指導啓発重点地区・路線」における啓発活動 自転車の損害賠償責任保険等への加入徹底 ネットワークを利用した「交通安全かわら版」の発出 新入生に対し、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」啓発チラシを配布 ひょうご交通安全ジュニア自転車大会		自転車マナーアップ街頭キャンペーン	より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発 「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発 公務員に対するルール遵守徹底			ヘルメット着用の広報啓発（同居人） 兵庫県交通安全シニア自転車大会 安全運転を支援するシステムの普及啓発			より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発
取締り		毎月2日を「県下一斉自転車取締り強化日」に指定。自転車指導取締り・「自転車指導啓発重点地区・路線」における指導取締り 自転車指導取締り・自転車運転者講習・自転車指導警告書の活用 自転車安全指導カードの活用		教育委員会等に対する自転車交通違反指導警告状況等の情報提供							

担当部署：県警　交通安全室　体育保健課